

まちなみ

～人と環境に優しいまちづくりを目指して～



第24号 平成20年12月1日

編集・発行 羽村市都市整備部区画整理事業課

第2期土地区画整理審議会委員の選挙を行います！

皆様には、日ごろから本事業にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

このたび、第1期羽村駅西口土地区画整理審議会委員の任期が来年の3月7日をもって満了することから、第2期土地区画整理審議会委員の選挙を平成21年2月22日（日）に行うことになりましたのでお知らせします（2、3ページ参照）。

換地設計（案）の見直しを検討しています。

羽村駅西口土地区画整理事業につきましては、今年の2月から3月にかけて換地設計（案）の個別説明を行ってまいりました。

その後、皆様の貴重なご意見をいただき、現在、換地設計（案）の見直しを検討しています。

今後、換地設計（案）の見直しを進め、再調整後の換地設計（案）を土地区画整理審議会へ説明した後、再度、皆様にお示し、再調整した換地設計（案）について意見を伺うとともに、提出された意見については、土地区画整理審議会に諮って取り扱うこととなります。

なお、事業や補償など、直接的に換地設計（案）の見直しに関わらない意見等は、年内に回答していきます。

第24号の主な内容

- 1 羽村駅西口土地区画整理審議会委員選挙について
- 2 権利関係の申告について
- 3 土地区画整理審議会の役割について
- 4 都市整備用地について
- 5 本町ふれあい公園の撤去工事について

1 羽村駅西口土地区画整理審議会委員選挙について

羽村駅西口土地区画整理審議会委員選挙の日程等については、次のとおりです。

なお、委員の定数は、「羽村駅西口土地区画整理事業施行規程」で**10名**と決められています。そのうちの**2名**は、市長が選任する**学識経験委員**となっていますので、皆様が**選挙する委員**は、**8名**となります。

所有権者選出委員と借地権者選出委員の数は、選挙人名簿の確定によりそれぞれの数に比例して定めます。

羽村駅西口土地区画整理審議会委員選挙日程

事 項	期日・期間	内 容
選挙期日等の公告	平成 20 年 11 月 19 日(水)	選挙期日(投票期日)の公告・選挙人名簿縦覧の公告
選挙人名簿作成 基準日	平成 20 年 12 月 9 日(火)	この基準日現在の土地所有者及び借地権者が、選挙人名簿に登載されます。 この名簿に登載された方が、選挙権と被選挙権を行使できます(共有の場合で、代表者選任届が未提出の場合を除く)。
選挙人名簿縦覧 期間	平成 21 年 1 月 7 日(水) } 1 月 20 日(火)	縦覧場所 羽村駅西口土地区画整理事務所 羽村市羽東1-29-35 電話 042-570-7474 縦覧時間 午前9時から午後5時まで
選挙人名簿について の異議の申出期間	縦覧期間中	選挙人名簿に記載漏れや誤りがある場合は、この縦覧期間中に異議の申し出ができます。 【相続登記未済等の場合の届出】 下記のいずれかに該当する相続人の方は縦覧期間中に相続を証明する書類を羽村駅西口土地区画整理事務所に提出してください。 (1) 土地所有者(登記名義人)が死亡されている場合 (2) 土地登記簿に借地権の登記がされている方、または施行者へ借地権申告済の方が死亡されている場合
選挙人名簿確定及び 選挙する権利者別委員 の数の公告	平成 21 年 1 月 30 日(金)	この日に選挙人名簿の確定と、土地所有者・借地権者別に選挙する委員の数の公告を行います。
立候補届出期間 (立候補推薦を含む)	平成 21 年 1 月 31 日(土) } 2 月 9 日(月)	委員に立候補される方は、この期間に羽村市長あてに立候補の届出をしてください。 また、候補者を推薦する場合は、候補者の承諾書を添付してください。 なお、届出書には押印が必要です。(法人の場合は印鑑登録された印鑑で押印してください。また、印鑑証明書と資格証明書を添付してください。) 届出場所 羽村駅西口土地区画整理事務所 受付時間 午前9時から午後5時まで

候補者の氏名・住所の公告	平成 21 年 2 月 10 日(火)	候補者の氏名と住所の公告を行います。
投票所・投票時間・開票日時 の公告	平成 21 年 2 月 13 日(金)	投票所・投票時間・開票日時の公告を行い、 選挙人の方々に選挙執行通知書(投票所入場券) を発送します。
投票日(開票日)	平成 21 年 2 月 22 日(日)	投票所・開票所 羽村東小学校多目的教室 投票時間 午前 7 時から午後 8 時まで 開票時間 午後 8 時 30 分から

※ 審議会委員の選挙は、不在者投票は行いません。また、法人の場合は代表者本人が投票するか、代表者の委任状を投票の際に持参した方が投票することができます。

2 権利関係の申告について

下記の事項に該当する場合は、届出(申告)がなされない場合は、審議会委員選挙の選挙権及び被選挙権は認められませんのでご注意ください。

★ 未登記の借地権は申告を要します。

借地権の申告書は、羽村駅西口土地区画整理事務所にありますので、新たに借地権を有することになった方は、平成 20 年 12 月 8 日(月)までに届出(申告)をする必要があります。

★ 相続がされていない方は相続届出書を提出する必要があります。

相続届出書は、羽村駅西口土地区画整理事務所にあります。

★ 土地を共有(相続人が複数いる場合や共有の借地等含む)されている方の場合は、代表者を選任する必要があります。

代表者の選任届けは、羽村駅西口土地区画整理事務所にあります。

3 土地区画整理審議会の役割について

施行者である羽村市は、次のような事項について、審議会の同意や意見を求めます。

・「同意」を必要とする主な事項(同意事項)

- ① 評価員を選任しようとする場合
- ② 学校や道路などについて、換地計画において特別の定めをする場合
- ③ 保留地を決定する場合
- ④ 宅地地積の適正な地積を定める場合

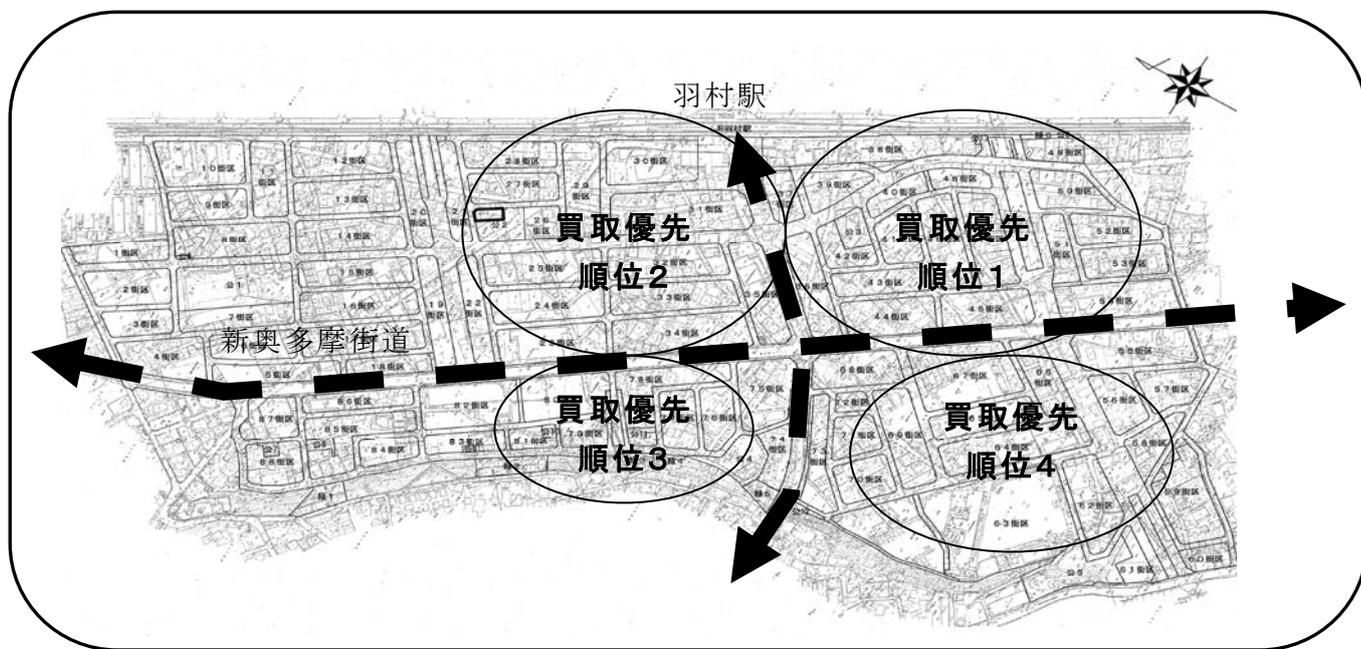
・「意見」を必要とする主な事項(諮問事項)

- ① 換地計画を作成しようとする場合
- ② 換地計画を変更しようとする場合
- ③ 換地計画の縦覧により意見書の提出のあった場合の内容審査
- ④ 仮換地を指定しようとする場合

4 都市整備用地について

換地設計（案）の見直しに際し、皆様の意見要望等をできるかぎり調整していくため、道路の見直し等も含め検討しています。

土地の売却を検討されている方は、羽村駅西口土地区画整理事務所（042-570-7474）へご相談ください。



5 本町ふれあい公園の撤去工事について

このたび、羽村駅西口駅前周辺の整備を進めるため、「本町ふれあい公園」の撤去工事に着手しました。完了は、平成21年1月8日を予定しています。

工事期間中は、何かとご不便をお掛けしますが、工事施工には十分注意を払い進めてまいります。

今後も、安心・安全のまちづくりのため、羽村駅西口土地区画整理事業を推進していきますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

お問い合わせはこちらへ

○羽村駅西口土地区画整理事務所

【開所日】毎週月曜日～金曜日

【開所時間】

午前8時30分～午後5時15分

【所在地】羽村市羽東1-29-35

Tel(042)570-7474

※ 祝日は、閉所します。

○羽村駅西口個別説明事務所

【開所日】毎週月曜日～土曜日

【開所時間】

①月・水・金・土曜日 午前9時～午後5時

②火・木曜日 午前9時～午後8時

【所在地】羽村市羽東1-14-1

Tel(042)554-9026

※ 祝日は、閉所します。